

項目	窓用サッシ組込型換気扇の製造・施工について (電装部の製造とサッシ・外郭への組み込みを行う者が異なる場合)
1 内容	<p>当社が窓用サッシの上端部に組み込まれる、換気扇の電装部のみを製造し、窓用サッシメーカーに出荷し、窓用サッシメーカーがサッシに当該電装部及びカバー等の外郭を組み込み出荷する場合、電安法上の届出事業者はどの者が行うことになるのでしょうか。なお、現場での電源配線工事等は、別途電気工事士である施工業者が行います。</p>
2 回答	<p>サッシに換気扇の「部品」を組み込み、「換気扇」として完成させた窓用サッシメーカーが、「換気扇」の製造事業者となります。</p> <p>「電気用品の製造」とは、電気用品を完成させる行為をいいます。本事例において貴社は換気扇の半製品を製造している者であり、電気用品としての「換気扇」を完成させている窓用サッシメーカーが、電安法上の製造事業者となります。</p> <p>なお、この場合、窓用サッシメーカーが技術基準適合確認及び検査等について貴社の協力を得ることは可能ですが、事業者としての届出、検査記録等の管理・保存、表示は窓用サッシメーカーが行う必要があります。</p>